

第5回銃砲規制のあり方に関する懇談会

1 日時

平成20年7月10日(水) 午前10時から午前11時30分まで

2 場所

警察庁第4会議室

3 出席者

委員	加毛 修	弁護士・銀座総合法律事務所
	五代 利矢子	評論家
	新谷 珠恵	(社)東京都小学校PTA協議会会長
	田中 開	法政大学大学院法務研究科教授
	藤原 静雄	筑波大学大学院ビジネス科学研究科教授(座長)
	前田 雅英	首都大学東京法科大学院教授
	山上 皓	東京医科歯科大学名誉教授

警察庁	片桐 裕	生活安全局長
	井上 美昭	長官官房審議官(生活安全局担当)
	辻 義之	生活環境課長
	島根 悟	長官官房参事官(企画担当)
	大塚 尚	生活安全局付

4 配付資料

資料1 委員名簿(略)
資料2 第5回銃砲規制のあり方に関する懇談会 次第(略)
資料3 教育用管理銃による射撃と練習射撃
資料4 要望書
資料5 銃砲規制等の在り方に関する意見書(仮題)(案)

5 議事要旨

- (1) 「銃砲規制等の在り方に関する意見書(仮題)(案)」の内容について
事務局から「「オリンピックでメダルを獲得するための」銃砲関連団体協議会からの要望書」(資料4)について説明した後、「銃砲規制等の在り方に関する意見書(仮題)(案)」(資料5)について、委員からおおむね以下の意見があった。
- ・ 「全体を通じた検討の方向性について」の中に「社会的に共通のコンセンサスを育てていく」とあるが、ここで言いたいことは、銃を実際に使っている人と、日常生活で銃に触れる機会のない人との間には大きな意識のギャップがあるので、今回の改正を契機に、銃の現状に対する共通認識を育てて行くことが必要ではないかということである。
 - ・ 経済的破綻を欠格事由とすることについて、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない

- 者というのは、法的な実効性という見地からすれば、やや範囲が狭すぎるのではないか。
- ・ 同居の親族に係る欠格事由について、例示として「精神病等」と挙げている点は、一般の方や関係団体から、この文言は適切でないとの反対を受けることも考えられるので、できればほかの例示がよいのではないか。また、同居の親族に精神障害の人がいれば即座に欠格事由に該当するように読める点は問題があるのではないか。
 - ・ 今回提案している制度は、同居の親族に精神障害の方がいれば即座に欠格事由になるというものではなく、欠格事由に該当するか否かを審査する余地を検討してはどうかという提案であり、運用に当たっては本人に過度の不利益を課すことがないように配慮すべきであるという点も含めての制度設計であるので、それほど抵抗感を持たれないのではないか。
 - ・ 即座に欠格事由に該当するように読めるという点は、今回の制度は「同居の親族に精神障害等がある場合において、その同居の親族が銃砲を使用して公共の安全を害するおそれがあるときには許可をしないことができる」という二段階の判断が必要であることを明確に記載すれば問題ないのではないか。
 - ・ 公私の団体に対する照会制度について、一般的にすべての内容について照会できるとすれば問題があるが、銃刀法に関連する内容についてのみ照会するというのであれば、問題ないのではないか。
 - ・ 国民に対して意見書を投げ掛けたとき、銃器及び刃物の規制を内容とするのは国民から見ても非常によく分かるが、競技関係団体からの要望に対するコメントは、佐世保における事件を受け、銃規制を強化するという方向で開始したこの懇談会の趣旨から言っても、それほど必要ではなく、銃砲規制厳格化の方向性に反しない限りで、少し触れる程度でよいのではないか。
 - ・ 現段階においては、銃砲スポーツ振興の観点から銃砲規制を緩和することについての国民的合意が形成されているとは思われず、そのような前提で年齢制限引下げの議論をすることは疑問を感じる。
 - ・ 団体のヒアリングや今回提出された要望書を見ると、団体は、団体自身がきちんと管理するので規制を緩めて欲しいと言うが、年齢制限の引下げなどは、社会の温度を感じておらず、自分の団体の目的を一番に考えるような姿勢が見える。団体の自己管理にすべてを委ねるのではなくて、法律で厳しく規制をしていくことが必要ではないか。
 - ・ 銃砲スポーツの振興団体があって、オリンピックでメダルを獲得するための条件整備の要望が来ているという事実は、国民に対して情報提供すべきだが、この懇談会の主旨に照らして考えると、記載は最小限でよいのではないか。
- (2) 「銃砲規制等の在り方に関する意見書（仮題）（案）」の取りまとめについて
上記の議論の後、詳細な表現ぶりの修正については座長に一任することとし、意見書（案）について、方向性は内容と共に了解された。
- (3) その他
本日の議論を受けて取りまとめられた意見書について、7月17日の国家公安委員会において報告すること及び同日から警察庁のホームページにて意見公募手続を実施する旨を事務局から説明した。